決済用普通預金

はくさん信用金庫
令和2年9月7日現在

1	商品名	決済用普通預金・決済用定期性総合口座
2	販売対象	どなたでもご利用できます。（法人および個人）
3	期間	期間の定めはありません。
4	預入	
	預入方法	随時お預入れいただけます。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
5	払戻方法	随時払戻しできます。
6	利息	利息はつきません。
7	税金	利息がつかないので税金はかかりません。
8	手数料	キャッシュカードによるお払い戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。 （詳しくは「手数料一覧表」をご覧下さい）
9	付加できる特約事項	◆個人のものは「総合口座」の取扱いができます。最高300万円（ただし、預入定期預金および定期積金掛金合計の額の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます。 貸越利率 ― 担保定期預金の約定利率＋0．5% 貸越利率 ― 担保定期積金の約定利率＋0．7% ◆マル優の対象ではありません.
10	中途解約時のお取扱い	――
11	金利情報の入手方法	――
12	苦情処理措置紛争解決措置	◆苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（8:45～17:00、電話:076－233－1175）にお申し出ください。 なお、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9:00～17:00、電話:03－3517－5825）また は北陸地区しんきん相談所（9:00～17:00、電話:076－261－2836）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ◆紛争解決措置 金沢弁護士会（電話:076－221－0242）、福井弁護士会（電話:0776－23－5255）、富山県弁護士会（電話:076－421－4811）、東京弁護士会（電話:03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話:03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話:03－3581－2249）の 仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13	その他参考となる事項	◆公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取ができます。 ◆年金振込指定金利優遇口座「ほほえみ」から当該預金への切替も可能です。 ◆預金保険制度により全額保護されます。